

インターネット・モニタリング事業実施要領

1 目的

藤井寺市人権を守るまちづくり条例の目的である、あらゆる差別を速やかになくすための施策として、インターネット上における差別的な情報や書き込みに対するモニタリング（監視）を行うことにより、人権を守るまちづくりを推進することを目的とする。

2 実施対象

藤井寺市（地区名を含む）、及び藤井寺市民に関わる差別的な情報や書き込み等のうち、被害者を特定、判明できるものとする。

3 対象メディア

「5ちゃんねる」・「Yahoo!知恵袋」・「爆サイ」など

4 実施場所及び時期

藤井寺市役所 協働人権課（藤井寺市消費生活センター）内、または情報政策課内において、原則、週1回（2時間程度）実施する。

5 実施方法

- ・人権推進担当職員が、「藤井寺 部落（同和）」・「藤井寺 在日」等の検索用語によるモニタリングを行い、モニタリングメモ及び実施結果票を作成のうえ、協働人権課長へ報告する。
- ・差別的な書き込み等を発見した時は、該当情報を印刷物及びデータで保存し、各メディアの削除要請基準に基づいて、必要に応じて削除要請を行うとともに、法務局へ削除要請を行った旨の通知を行う。
- ・特に悪質な人権侵害事象については人権行政推進本部へ報告し、犯罪性が疑われる事案については警察へ通報する。
- ・実施方法については、実態に応じて、適時変更することができる。
- ・その他、必要に応じて関係団体等に意見を求めることができる。

インターネット・モニタリング実施集計票

モニタリング実施期間		2020年10月1日から2020年12月31日まで				
モニタリングスレッド数		14スレッド				
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	4	25			29
	外国人					
	障害者					
	その他					
	合計	4	25	0	0	29

(注)重複計上あり

上記のうち削除要請したもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	3	9			12
	外国人					
	障害者					
	その他					
	合計	3	9	0	0	12

(注)重複計上あり

前回削除要請したもののうち削除されたもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に 対するもの	団体(市・地区)に 対するもの	差別的用語	その他	合計
人 権 課 題 別	部落差別	2	3			5
	外国人					0
	障害者					0
	その他					0
	合計	2	3	0	0	5

(注)重複計上あり